

日 EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル
Working Party 1

「開かれた貿易・投資環境の整備」

ワーキングパーティ・リーダー

高橋 忠生氏
日産自動車株式会社

リチャード・コラス 氏
欧州ビジネス協会 (EBC)

< EUと日本に対する提言 >

1-EJ-1 共通の経済制度構築に向けた対話(共同提言)

1. 日欧相互の貿易・投資を推進するためのこれまでの枠組みは、満足の行く結果の実現をもたらすには至らなかった。「日欧規制改革対話」は、貿易と投資を阻害する障壁を特定し、明確にするためには有効であったが、それらを解決する方法を見出すには不十分であった。同様に、2001年に始まった「日欧連携のための10ヵ年行動計画」は、政治レベルの交流及び人的交流を促進してきたが、貿易に関する問題については、率直な姿勢で取り上げてはいない。このような背景を踏まえ、2007年のEJBDRTは、日欧経済統合協定 (Economic Integration Agreement) の可能性についての検討を提言した。

ワーキングパーティーは、グローバル貿易の新たな基準を設定するような、野心的な二国間の枠組みについて、話し合いを継続するよう提案する。双方の最も高い政治レベルを通じて開始されるそのような枠組みは、ビジネス界にとっての現実的な解決策を実現するための最も実現性が高い手段である。日欧当局は限らない議論に陥ることなく、日欧関係を新たな段階へと導くメカニズムを構築しなければならない。

あらゆる日欧間の枠組みは、WTOや交渉中のWTOドーハラウンドを損なうのではなく、それらを補完するものとなるべきである。可能な限り多くの規制プロセスの調和、製品の基準と認証の相互承認を、既存の国際基準に加えて盛り込むべきである。更に、双方にとって重要な短期、中期、そして長期の貿易問題が取り上げられるべきである。

1-EJ-2 迅速な事業展開の支援(共同提言)

1. 社会保険料 (保険料の二重支払いをなくす)

日本とEU加盟国は、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて努力すべきである。さらに、両政府は、滞在受け入れ国が年金保険料を片務的に免除するか、または、海外在住者が本国へ帰る際に、滞在国で支払った年金保険料を全額払い戻すなどの暫定措置を導入すべきである。

2. 就労・居住許可申請手続きの円滑化、迅速化

日・EU 両政府は、日本と EU の間を移動する企業内転勤者を対象として、就労・居住許可の取得手続きを簡略化・迅速化するための協定を締結するべきである。略式手続きでは、赴任先の国に入国した後で就労・居住許可申請を行うこと、許可書を持つ者の配偶者にも自動的に同じ権利を授けることも可能にすべきである。欧州委員会は、企業内転勤者の EU への入国と一時的滞在と居住を管理するための共通手続きを規定する指令案を 2008 年の秋に提示する予定だが、指令案には、上記の方策が含まれるべきである。

日本政府は、ビザを保有する外国人に対して追加的に再入国申請を義務付ける制度を廃止し、ビザが発給された時点で、自由な出国や再入国が自動的に認められるような制度に改めるべきである。

3. 個人情報保護

日、EU 両政府は、日 EU 間に国際的に対等で、透明性があり、かつ十分な情報保護が保証された個人情報保護の環境を構築するため、協力して進むべきである。欧州委員会は、日本の個人情報保護法とその運用が適正なレベルの保護を確保しているかどうかを評価するスタディを開始することを検討すべきである。

1-EJ-3 新たなグローバルスタンダードの推進に向けた協力(共同提言)

1. EJBDRT は、イノベーションを促進するために、グローバルでの特許調和と特許制度の簡素化の重要性を認識している。日欧の当局は調和された国際特許制度の創設を先導しなければならない。
2. 我々は、模造品、海賊版の防止の重要性を認識している。日、EU 両政府は、そうした模造品、海賊版に対抗し、知的財産権の執行強化を目的とする新たな国際的な法的枠組みを創設するために最大限努力し、緊密に協力すべきである。これに関連して我々は、現在行われている「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)」交渉を支持しており、速やかな合意形成を目指して積極的にリーダーシップを取るよう両政府に要請する。
3. 日、EU 両政府は、省エネに関する規制とラベル表示に関する制度の調和を図るべきである。

<対 EU 政府提言>

1-E-1 EUの会社法政策

1. 欧州非公開会社法（SPE）に関して、欧州委員会は規制に基づく影響評価を終え、現在 SPE 制定の提案を準備中である。我々は、同法が可能な限り早期に導入されるよう提言する。

1-E-2 在欧邦人移動の円滑化

1. 長期居住者のステータスに関する指令（2003/109/EC）の加盟国導入期限が過ぎて
いるが、欧州委員会は、加盟国における実施状況を早急に報告するべきである。
2. 長期居住者のステータスに関する指令は、イギリス、アイルランド、デンマークには
適用されない。イギリスにおける日本人人口はEU内最大であるが、この指令の恩恵を
受けることが出来ない。イギリス政府は、是正策を導入するべきである。
3. 欧州委員会は、企業内転勤者の EU への入国と一時的滞在と居住を管理するた
めの共通手続きを規定する指令案を提示すると発表した。指令案には次の点が含まれる
べきである。
 - 1) 企業内転勤者に関し、赴任先の国に入国した後で労働許可証あるいは自営
業の滞在許可証を申請することを認める規定。
 - 2) EU内での自由な移動に関する規定。
 - 3) 配偶者に許可証本人と同等あるいは同様の権利を自動的に付与する規定。

1-E-3 共同体特許及び特許審査ハイウェイ

1. 我々は、EU 及びその加盟国が、出来る限り早期に共同体特許を採択し実施するよう強く求める。
2. 特許審査ハイウェイは、それに参加する国の特許庁において特許として認められた出願の審査結果を、他の特許庁で利用・共有することにより、特許審査を簡素化し、その質を向上させるものである。従って、特許審査ハイウェイは審査を早期化し改善するという点で、出願人にとって非常に有益である。我々は、日欧の出願人の利益のためにも、欧州特許庁(EPO)やその他の EU 加盟国特許庁が特許審査ハイウェイに参加するよう強く求める。

1-E-4 模造品・海賊版・密輸品対策

1. 模倣行為や海賊行為については、欧州委員会が 2009 年に報告書を発表するものと予想される。EU 域内外において全 EU 加盟国が模造品・海賊版・密輸品撲滅に向けた取り組みを展開できるよう、「執行指令」の修正案の提示など、さらに必要となる対応が取られることを我々は期待する。

1-E-5 EU 経済の競争力強化

1. 関税分類

製品の分類は「統一システム条約」の規則に従って行われなくてはならないと我々は理解しているが、しかし規則では、例えば、IT 製品と非 IT 製品の技術的な収斂が起きている電気・電子製品の明確な分類法は示されていない。こうした現状のため、解釈と分類がさらに難しくなっており、企業の立場からすると、透明性、分類結果の予測可能性、迅速性が損なわれる結果となっている。抜本的な解決に向けて、EU が努力を継続することが求められる。

2. 二酸化炭素削減への統合的取り組み

欧州委員会が 2007 年 2 月に発表した CO₂ 関連のコミュニケーションペーパーは、2012 年までに乗用車の CO₂ 排出量を走行距離 1km 当たり 120g まで削減するという EU の目標の実現に向けて、CO₂ の平均排出量を 130g レベルに抑えるための技術的改良を求めている。さらに欧州委員会は 2007 年 12 月 19 日、新しく販売される乗

用車の CO₂ 排出量を 2012 年までに走行 1km 当たり平均 120g に低減することを法制化する提案を行った。自動車からの CO₂ 排出削減のためには、道路システムや交通流の改善、燃料の改良、運転者へのエコドライブ教育、低燃費車普及のための政府の財政支援策など、多様な対策が必要である。そこで、CO₂ 排出削減目標の達成に向けて、自動車産業、燃料部門、政策担当者、運転者などすべての関係者の努力を結集することが、最もバランスの取れた現実的な道筋である。我々はこの「統合的アプローチ」を支持する。

3. ベター・レギュレーションの徹底

既存の規制を見直す場合でも、新たな規制を制定する場合でも、経済や産業の競争力を維持し、強化していくという観点からの検討が重要である。この意味で、利害関係者との協議 (Stakeholder Consultation) や 影響評価 (Impact Assessment) 等の所定の手続きが適切に履行される必要がある。また、社会全体による適切な負担分担の概念である「統合的アプローチ」(Integrated Approach) も重要である。我々は、こうしたベター・レギュレーションに向けた欧州委員会の取り組みを支持する。

4. 欧州化学品規制 (REACH)

欧州化学品規制 (REACH) は、200 年 6 月から施行されているが、施行後は、企業や一般大衆に向けた REACH 関連情報の提供を含め、仕事の多くは欧州化学物質庁 (ECHA) に移管された。我々は、発展途上国が REACH を遵守できるよう EU 政府が教育とキャパシティ・ビルディング (能力強化) のための適切で必要な行動を取るよう提言する。また、サプライチェーンの中に途上国企業が含まれている場合には、一定のリードタイムや猶予期間を設けることを検討するよう、EU 政府に要請する。

< 対日本提言 >

1-J-1 国際標準の認識と適用

< 提言の要旨 >

ワーキングパーティーは、日本政府が特に次の項目に重点を置くよう提言する。

- 食品添加物 厚生労働省は 2001 年、容認される食品添加物のリストの再考に取り掛かかり、見直しを「優先的」に検討する 46 品目のリストを提出したが、現在までのところ

認可されたのは 46 品目の中でわずか 11 品目である。日本政府は現行の制度を廃止して、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物 46 品目をすべて認可すべきである。

- 建設用製品 日本政府は、あらゆる建築資材に関する日本農林規格 (JAS 規格) / 日本工業規格 (JIS 規格) と EN 規格を全て相互承認すること、外国検査機関の認定手続きを効率化することを目指して、EU の関係当局と協力すべきである。
- 有機製品 2006 年 4 月の改正有機 JAS 法の施行に伴い、有機農産物・加工食品の認証と表示に関する EU・日本間の相互承認協定が効力を失った。日本政府は、有機食品の表示の相互承認を達成すべく、EU の関係当局と協力すべきである。
- ラベル表示に関する制度 「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売する家庭用品の表示のあり方は、極度に細かく規定されている。日本政府は、明確化に向けた命令を発して、小売業者が製品の質と安全性に対する全責任を負いつつも日本の消費者に世界各地で調達する製品を提供できるよう、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。
- 化粧品 日本政府は、化粧品原料のポジティブリストを EU のポジティブリストと整合させ、欧米で汎用されている原料や最近承認された原料の迅速な認可を可能にする仕組みを確立すべきである。
- 医療機器 日本政府は、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し EU の規制プロセスとの整合化を図る努力を強化すべきである。特に、安全性と性能の基本原則、製造承認、臨床試験、製造施設の現場監査に関する規制慣行・基準の相互受け入れを促進すべきである。

1-J-2 規制の透明性と合理性の向上

<提言の要旨>

日本政府は、外国企業と国内企業の日本での事業活動を促進するため、新たな規制の策定その他において、あらゆる規制分野における透明性と一貫性を高め、規制当局者の説明責任を強化すべく、取り組みを活発化すべきである。

日本政府は、行政手続法 (APL) の更なる改正を含め、以下の点を確保するために必要な措置を講じるべきである。

- パブリックコメントの現行要件の順守を実施・監視することにより、全ての法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の案についてパブリックコメントが実施されるようにする。
- 国会審議のための法案提出に先立ち、法案の要旨ではなく全文がパブリックコメントに付されるようにする。
- 提出意見について検討する時間を当局に与えるため、パブリックコメントの実施期間終了後、最終的な法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の提出または公表までに 30 日間の猶予期間が設けられるようにする。

税務当局から恣意的で一貫性のない扱いを受けているとの報告が欧州企業から依然として寄せられている課税分野については、特に考慮する必要がある。我々は、国税庁 (NTA) が正式な回答文書制度に基づいて寄せられた個別の要請に対応するだけでなく、追徴金の根拠などの決定や説明を標準的な慣行として書面で示すことを提言する。また、決定と説明は、関係する納税者の匿名性を保護するような形式で、定期的に公表されるべきである。

1-J-3 より効率的な製品認定システムの構築

<提言の要旨>

日本政府は、人間・動物向け医療市場への新しい革新的治療の導入に伴う時間と費用を削減するとともに、日本の規則を国際基準に合致させる必要性に迫られて、薬事法を改正する決定を下した。しかし、改正薬事法の施行から 2 年が経過した現在、ガイドラインにおける明確性の欠如と、国際基準に加えて日本独自の新たな要件が導入されたことが相まって、以前よりむしろ承認に長い期間を要するようになり、国際的慣行との整合性も低くなっており、この状況を早急に是正する必要がある。

日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立するべきである。

- 医療機器の認証プロセスを短縮化すること。すなわち、外国臨床試験データの受け入れを進めること、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice : GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System : QMS)」の要件と国際基準との整合化を図ること、2005 年の薬事法改正を受けて、基本方針を確立し、全ての申請者が利用しやすい明確なガイドラインを打ち出すこと。何よりも、GCP 関連の要件は現在、工数と申請手数料の点で申請者に耐えがたい負担を課しており、この要件を緩和する必要がある。
- 日本の GCP と、日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められた GCP の間の相違を解消すること。そのためには、相談業務と承認審査を担当する医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の職員の数と質を高める必要がある。
- 1 年という標準的な行政審査期間を順守することにより、動物用医薬品の製品承認プロセスを改善すること。我々は、行政手続きを効率化、迅速化し、科学的に根拠のない不必要な要件を撤廃することによりこれを達成できると考える。

1-J-4 サービス分野でのより自由で開かれた競争の保証

<提言の要旨>

我々は、日本のサービス市場において自由競争が欠如した状態にあるという問題に対処するよう日本政府に強く要請し、特に以下の措置を講じることがを求める。

- 金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、証券取引法の第 65 条 (新・金融商品取引法の第 33 条) を改正し、規制枠組みを国際基準に合致させ、金融グループが諸外国における場合と同様に日本国内の組織を編成できるようにすべきである。
- 公平な競争条件を確保できるように日本郵政公社の民営化を実施すること。簡保事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の支配的地位を利用して内部相互補助を行うことを避けるために、競争保護を目的とした措置を確立す

る必要があり、それまでは拡大を制限すべきである。同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

1-J-5 外国人居住者に対する不要な行政手続きの廃止

<提言の要旨>

日本政府は、ビザを保持する外国人が再入国する場合に別途に再入国許可を取得することを義務づける制度を廃止し、ビザが発行された時点で、自由な出国及び再入国が自動的に認められるようにすべきである。

1-J-6 外国直接投資の促進

<提言の要旨>

日本政府は、世界経済への日本企業のさらなる参加と日本経済への外国企業のさらなる参加を通じて、成長を促進すべきである。この目的を達成するため、また純粋な日本企業が関与する株式交換に適用される取扱いに合わせて、日本企業と外国企業の株式交換によって生じる含み益に対する課税猶予を認めるべきである。

海外直接投資(FDI)の重要な促進手段として、日本政府は、2007年5月に導入された三角合併制度の下で生じる株式交換に対して、その合併が総合的な相乗効果を生み出す条件を満たすことが確認された場合には、課税猶予を暫定的に認めるべきである。

日本政府はまた、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知を伴わずに変更されることのないようにすべきである。これに関連して、我々は、日本政府に対し、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。